

項目	内容		入所者等が支払う金額		単位	備考
			平成12年3月31日以前から特別養護老人ホームに引き続き入所されている方	平成12年4月1日以後新規に入所される方		
法定代理受領サービスの利用料	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1	594	594	1日	該当する要介護度に応じて徴収
		要介護2	700	661		
		要介護3		729		
		要介護4		796		
		要介護5	828	861		
	精神科医師療養指導加算			5	1日	
	日常生活継続支援加算			36	1日	
	外泊時費用			246	1日	1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定
	口腔衛生管理体制加算			30	1日	該当者から徴収
	経口移行加算			28	1日	経口移行計画作成日より180日を限度とする。
	経口維持加算	(Ⅰ)		400	1月	経口維持計画作成日より180日を限度とする。
		(Ⅱ)		100	1月	経口維持計画作成日より180日を限度とする。 (ただし、経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る)
	療養食加算			23	1日	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に徴収
	初期加算			30	1日	入所から30日以内の期間、または30日を越える医療機関への入院後の再入所の時も同様
	看取り介護加算(Ⅰ)			1,280	1日	当施設又は入所者の居宅において死亡した場合、死亡日当日分として死亡月に加算する。
				680	1日	当施設又は入所者の居宅において死亡した場合、死亡日前日及び前々日分として死亡月に加算する。
				80	1日	当施設又は入所者の居宅において死亡した場合、死亡日以前4~30日分として死亡月に加算する。
	栄養マネジメント加算			14	1日	
	若年性認知症利用者受入加算			120	1日	該当者から徴収
	認知症行動・心理症状緊急体制加算			200	1日	医師の判断により、認知症の症状のため緊急に入所が必要と判断され、入所した場合に入所日より7日を限度として徴収。
在宅復帰支援機能加算			10	1日		
退所前訪問相談援助加算			460	1回	該当者から徴収	
退所後訪問相談援助加算			460	1回	該当者から徴収	
退所時相談援助加算			400	1回	該当者から徴収	
退所前連携加算			500	1回	該当者から徴収	
介護職員処遇改善加算		(Ⅰ)	算定単位数の1000分の33		1日	
居住費			1,020	1日	入所者本人の収入に応じて、370円または0円に減額となる場合もあります。	
食費			1,650	1日	入所者本人の収入に応じて650円、390円または300円になる場合もあります。	
その他の費用	理美容代		2,000	1回	希望により利用した場合に徴収	
	日常生活費	日用品費	実費		1回	入所者及び家族の希望により、物品の購入をした場合に徴収
		教養娯楽費	実費		1回	希望により利用した場合に徴収
		健康管理費	実費		1回	希望により利用した場合に徴収